

嵐山町販売促進支援金 申請の手引き

嵐山町販売促進支援金とは？

新型コロナウイルス感染症により、経営上の影響を受けながらも、町内小規模事業者等が行う、地道な販路開拓の取組や、販路開拓と併せて行う業務効率化の取組を支援するため、経営革新計画の承認事業者及び小規模事業者持続化補助金採択者に対し、支援金を給付することを目的とした町独自の支援制度です。

給付金額：10万円(上限)

申請期間：令和4年8月22日(月)から

令和4年12月27日(火)まで

目次

- 1 支援金の概要(P1～2)
- 2 申請の流れ(P3)
- 3 経営革新計画とは？(P4～6)
- 4 小規模事業者持続化補助金とは？(P7～P9)
- 5 申請書類(P10～P21)
 - (1) 申請書類一覧
 - (2) 記載例 ①嵐山町販売促進支援金給付申請書
 - (3) 記載例 ②事業計画書(別添第1号)※経営革新計画による申請の場合
 - (4) 記載例 ③経費内訳書(別添第2号)
 - (5) ④経費の積算根拠が確認できる書類(見積書等の写し)
 - (6) ⑤経営革新計画承認書の写し
持続化補助金交付決定通知書の写し
 - (7) (法人の場合)
 - ⑥直前事業年度の確定申告書の写し
 - ⑦法人事業概況説明書の写し(個人の場合)
 - (8) ⑧直近年分の確定申告書の写し
 - ⑨(青色申告の場合)直近年分の所得税青色申告書決算書
(白色申告の場合)直近年分の収支内訳書

1 支援金の概要

(1)趣旨

新型コロナウイルス感染症により、経営上の影響を受けながらも、町内小規模事業者等が行う、地道な販路開拓の取組や、販路開拓と併せて行う業務効率化の取組を支援するため、経営革新計画の承認事業者及び小規模事業者持続化補助金採択者に対し、支援金を給付することを目的とする。

(2)給付額

10万円(上限)

※給付対象経費に該当する金額(税込み)に2分の1を乗じて得た額。

(小規模事業者持続化補助金採択による申請の場合は、給付対象経費のうち、自己負担分に該当する金額(税込み)に2分の1を乗じて得た額。)

(3)給付対象

経営革新計画の承認を受けており、経営革新計画の実施期間中の事業者であること。また、嵐山町商工会の支援を受け、経営革新計画を策定し、年度内に承認を受けていること。

または、持続化補助金において、令和元年度補正予算及び令和3年度補正予算に基づく、一般型の第7回、第8回又は令和2年度第3次補正予算に基づく、低感染リスク型の第4回のいずれかにおいて採択されおり、補助事業期間中であること。

※ここでいう事業者とは？

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で、町内に本社又は本店を有する法人及び主たる事業所を有する個人事業主をいう。

(給付対象事業)

- ・ 経営革新計画に基づいて実施する新事業活動で、経営革新計画期間内に実施する事業。
- ・ 国から小規模事業者持続化補助金の採択を受け、経営計画等を基に実施する事業。(対象は、一般型の第7回、第8回、低感染リスク型の第4回のいずれかで採択されている事業者。)

※支援金の給付は、経営革新計画又は経営計画等につき、1回を限度とし、同一年度における給付は1事業所1回のみとする。

(給付対象経費)

- ・機械装置等費
- ・広報費(チラシ作成費、ホームページ制作費等)
- ・展示会等出店費
- ・その他販売促進に関連するもので、町長が認めるもの

※汎用性の高い物品や備品、機材等、事業者が実施する事業以外にも使用される可能性が高いと判断されるものの購入に係る経費は除く。

(4)不給付要件

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ②政治団体
- ③宗教上の組織若しくは団体
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員が経営し、又は経営に関与しているもの若しくは今後関係を持つ意思がある事業者
- ⑤民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)、会社更生法(平成14年法律第154号)その他倒産等に関する法律のいずれかに係る手続きについて申立てを行っている事業者
- ⑥同一事業について、国若しくは県等の公的機関から同様の支援金や補助金等の交付を受けている、又は受ける予定がある事業者
- ⑦その他、支援金の趣旨から適当でないと町長が判断する事業者

(5)申請書提出

【受付期間】令和4年8月22日(月)から

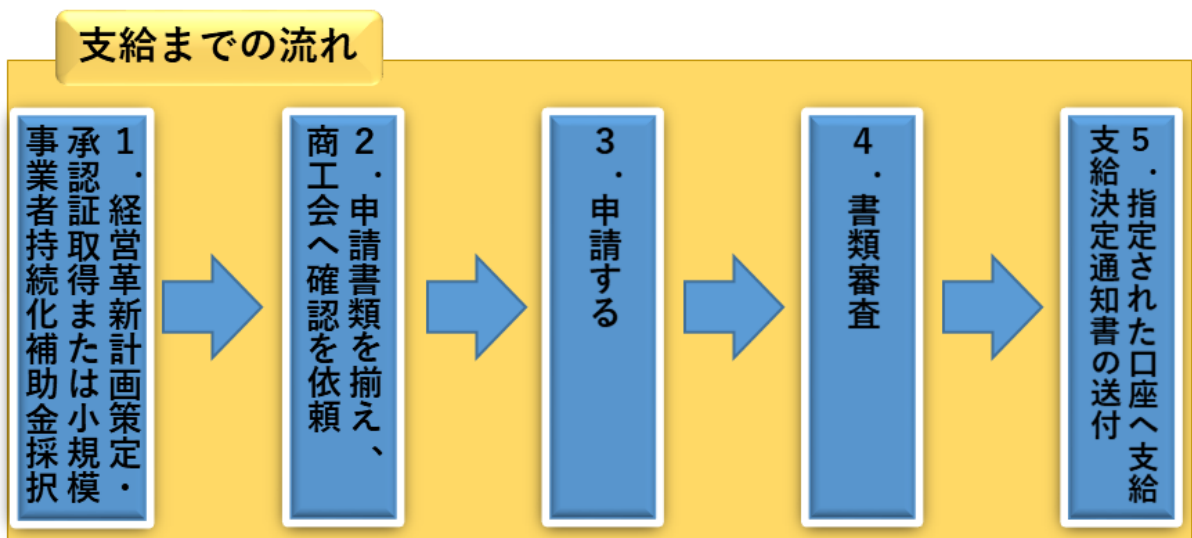
令和4年12月27日(火)まで

必ず、申請前に嵐山町商工会へ確認をお願いします。

(6)支給決定

受付期間内に申請書受理後、審査を経て問題なければ、「嵐山町販売促進支援金給付決定通知書」の送付及び指定された口座へ給付金を振込みます。

2 申請までの流れ



(1) 申請期間

令和4年8月22日(月)から令和4年12月27日(火)まで

※郵送の場合は当日消印有効

(2) 申請方法

【郵送で提出する場合】

申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。

(郵送先)〒355-0211 嵐山町大字杉山 1030-1

嵐山町企業支援課 宛て

(販売促進支援金申請書在中と朱書きしてください。)

【窓口へ提出する場合】

申請書類一式を窓口までお持ちください。

(提出窓口)嵐山町企業支援課又は嵐山町商工会

※受付時間は平日 9時～17時まで

※書類の審査

申請内容について、町で審査を行います。

内容に不備があった場合は、申請書に記入された電話番号に連絡いたします。

3 経営革新計画とは？

経営革新計画とは？

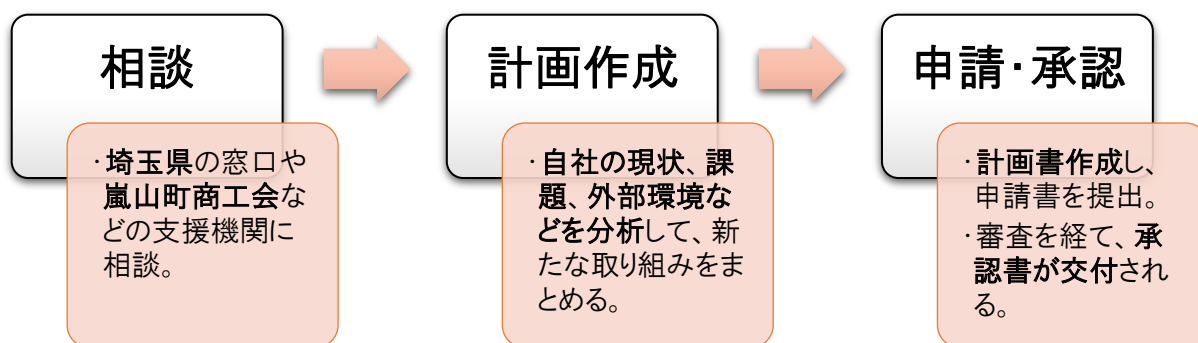
中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)に基づき、埼玉県知事の承認を得た計画。(計画が承認されると承認書が交付されます。)

※経営革新とは？

事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること。
(中小企業等経営強化法第2条第9項)

- ①業種による制約条件をつけないで、全業種の経営革新を支援
- ②単独の企業だけでなく、任意グループや組合等の柔軟な連携体制での経営革新計画の実施が可能
- ③具体的な数値目標を含んだ経営革新計画の作成
- ④都道府県等が、承認企業に対して、経営革新計画の開始時から1年目以後2年目以前に、進捗状況の調査(フォローアップ調査)を行うとともに、必要な指導・助言を行う

経営革新計画承認までの流れ



経営革新計画のメリット

【専門家派遣】

- ・計画実行、販路開拓のための専門家派遣

【融資】

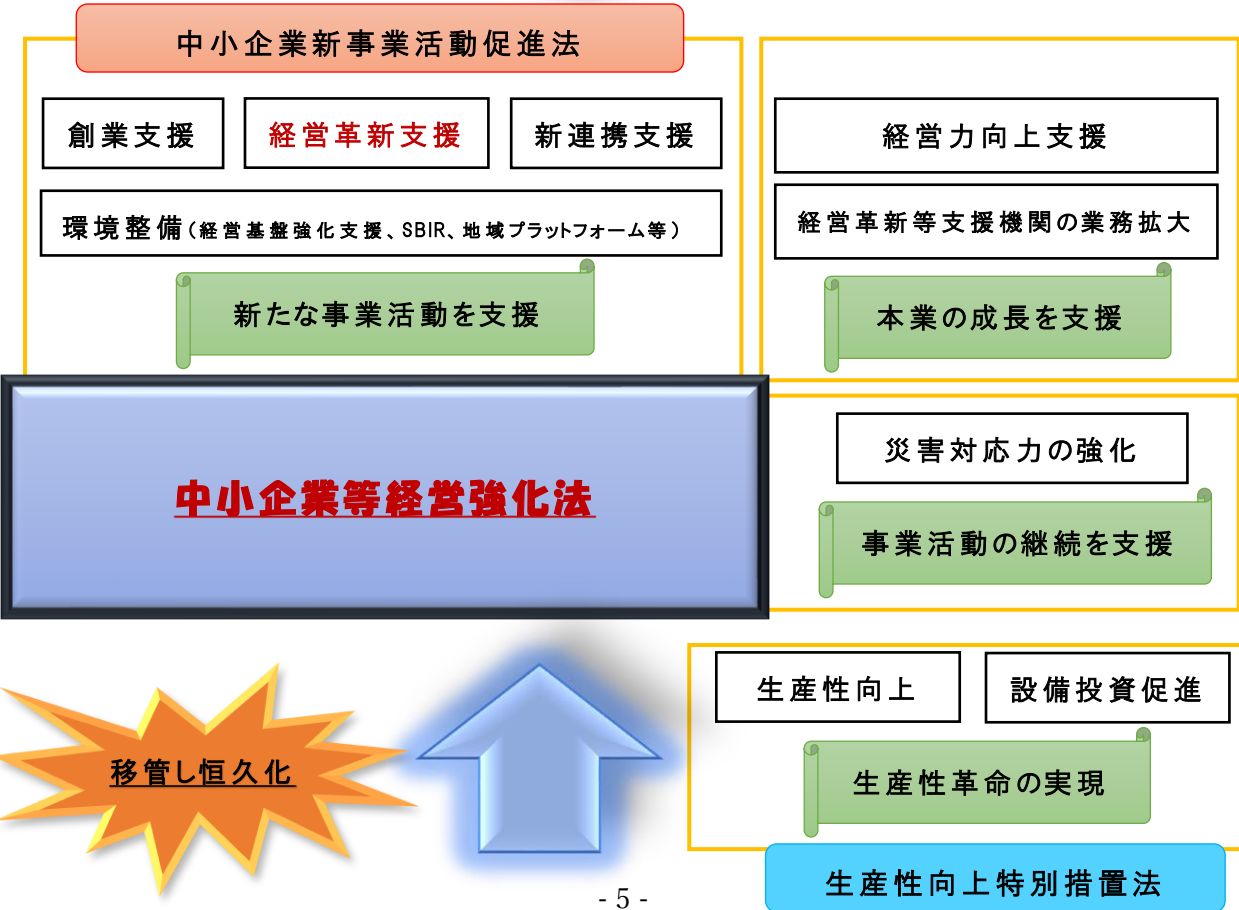
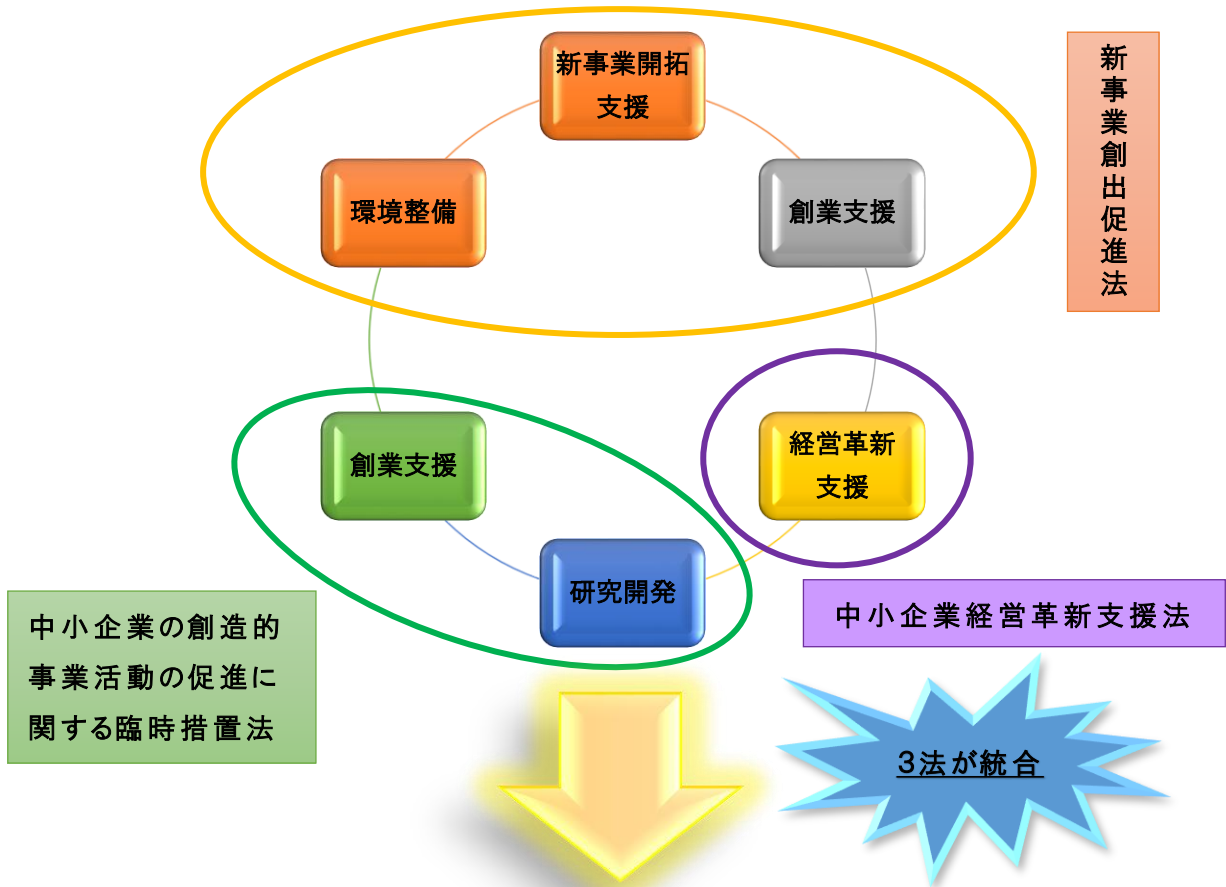
- ・(株)日本政策金融公庫による融資(特別貸付)
- ・信用保証協会による中小企業信用保険法の特例(債務保証)
- ・県制度融資(経営革新計画促進融資)

自分自身の会社を見つめ直すきっかけとなり、会社の目的や社員のやるべきことを具体的に理解して、意識を変える

新しい取り組みを行うきっかけ

社員のモチベーション UP、後継者育成

中小企業等経営強化法とは？



新事業活動とは？

※中小企業等経営強化法第2条第7項

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

経営の相当程度の向上を図るとは？

3～5年の計画内に、下記表の伸び率を目標設定する必要がある。

計画終了時	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

一人当たり付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業員数

経常利益 = 営業利益 - 営業外費用(支払利息、新株発行等)

※経営革新では営業外収益は含まない。

4 小規模事業者持続化補助金とは？

小規模事業者持続化補助金とは？（一般型）

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律※小規模事業者支援法（平成5年法律第51号）の定めにより、下記の定義に該当する事業者が持続的な経営に向け、地域の商工会や商工会議所の助言を受けながら、経営計画を策定し、それに基づいて実施する地道な販路開拓等の取組及び業務効率化の取組について、費用の2/3を補助する。

【小規模事業者支援法の小規模事業者の定義】

商業・サービス業 （宿泊業・娯楽業は除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

※業種の考え方

商業・サービス業 （宿泊業・娯楽業は除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・他社から仕入れた商品を販売する（＝他社が生産したモノに付加価値をつけることなく、そのまま販売する）事業 ・在庫性、代替性のない価値（＝個人の技能をその場で提供する等の流通性がない価値）を提供する事業 <p>※自身で生産、捕獲、採取した農水産物を販売するのは「商業・サービス業」ではなく、「製造業その他」に分類。</p>
宿泊業・娯楽業	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊を提供する事業（また、その場所で飲食、催事等のサービスを併せて提供する事業も含む） ・映画、演劇その他興行及び娯楽を提供する事業、これに付帯するサービスを提供する事業
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・自者で流通性のあるモノ（ソフトウェアのような無形の商品や無形の価値を含む）を生産する事業 ・他社が生産したモノに加工したりするなどして、更なる価値を付与する事業（在庫性のある商品を製造する）
その他	「商業・サービス業」、「宿泊業・娯楽業」、「製造業」の定義に当てはめることが難しい事業（建設業、運送業等）や、区分が異なる複数の事業を営んでいるなど判断が難しい事業

※常時使用する従業員の数に関する範囲

以下の方は「常時使用する従業員数」に含まれない。

- ・会社役員（従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれる。）
- ・個人事業主本人および同居の親族従業員
- ・（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または退職中の社員
 - *法令や社内就業規則等に基づいて休業・退職措置が適用されている者
- ・以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 - ①日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれる。）
 - ②所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※）」の所定労働時間に比べて短い者

【補助金額】

補助率	補助対象経費の2/3以内
補助上限額	50万円（通常枠） ※一般型でも、該当する枠によって、補助上限額が異なります。

【補助対象経費】

- ①機械装置費 ②広報費 ③展示会等出店費 等 計11項目

【採択】

以下の基礎審査、加点審査から、有識者による審査委員会が行う。

（基礎審査）

- ①必要な資料が全て提出されている
- ②補助対象者・補助対象事業の要件に合致していること
- ③補助事業を遂行するために必要な能力を有すること
- ④小規模事業者が主体的に活動し、その技術やノウハウ等を基にした取組であること

（加点審査）

申請する枠に応じて、政策的観点からの加点審査が行われる。

小規模事業者持続化補助金とは？(低感染リスク型)

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律※小規模事業者支援法(平成5年法律第51号)の定めにより、下記の定義に該当する事業者が持続的な経営に向け、地域の商工会や商工会議所の助言を受けながら、経営計画を策定し、新型コロナウイルス感染症感染防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組について、費用の3/4を補助する。

【小規模事業者支援法の小規模事業者の定義】

一般型の定義と同じ。

【補助金額】

補助率	補助対象経費の3/4以内
補助上限額	100万円 ※申請方法によって、補助上限額が異なります。

【補助対象経費】

①機械装置費 ②広報費 ③展示会等出店費 等 計12項目

【採択】

以下の基礎審査、加点審査から、有識者による審査委員会が行う。

(要点審査)

- ①補助対象者・補助対象事業の要件に合致していること
- ②必要な資料が全て提出されている
- ③提出した内容に不備・記載漏れがないこと

(加点審査)

- ①緊急事態措置による影響
- ②多店舗展開

(賃上げプラン)

「賃金引上げプラン」で申請した場合、採択審査時に、政策的観点から優先的に採択される。

5 申請書類

(1) 申請書類一覧

共通	① 嵐山町販売促進支援金給付申請書 (様式第1号(第7条関係)) ② 事業計画書 ・ 経営革新計画承認者の場合 事業計画書(別添第1号) ・ 持続化補助金採択者の場合 経営計画書及び補助事業計画書の写し ③ 経費内訳書(別添第2号) ④ 経費の積算根拠が確認できる書類(見積書等の写し) ⑤ 経営革新計画承認書の写し もしくは、持続化補助金交付決定通知書の写し
法人	⑥ 直前事業年度の確定申告書の写し ⑦ 法人事業概況説明書の写し
個人	⑧ 2022年分の確定申告書の写し ⑨ (青色申告の場合)2022年分の所得税青色申告書決算書 (白色申告の場合)2022年分の収支内訳書

※確定申告書の提出

「電子申請」の場合は、メール送信票も添付。

「書面申告」の場合は、税務署の受付印があるもの。

①、②の別添第1号、③については以下の方法により入手してください。

- ・ 町ホームページ

URL:<http://www.town.ranzan.saitama.jp/0000005392.html>

- ・ 嵐山町企業支援課窓口
- ・ 嵐山町商工会窓口

(2)記載例 ①嵐山町販売促進支援金給付申請書

様式第1号 (第7条関係)

嵐山町販売促進支援金給付申請書

令和4年 9月 1日

嵐山町長 佐久間 孝光 様

申請期間 令和4年8月22日～

令和4年12月27日(消印有効)

住所 355-0211

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1

法人名及び代表者名又は屋号及び代表者名

株式会社 嵐山カンパニー

代表取締役 嵐山 一郎

電話番号

0493-62-0720

嵐山町販売促進支援金給付実施要綱第7条の規定により、申請します。

記

1 申請額 100,000 円

※申請額が上限金額以下の場合、1,000円未満は切り捨て、その金額を申請してください。

2 実施事業名

3 事業の内容等

添付書類(1)に記載のとおり。

4 添付書類

(1) 事業計画書等

経営革新計画承認者の場合：事業計画書（別添第1号）

持続化補助金採択者の場合：経営計画書及び補助事業計画書の写し

(2) 経費内訳書（別添第2号）

(3) 事業者概要が確認できる書類（前年の確定申告書等の写し）

※法人：直前事業年度の確定申告書、法人事業概況説明書

個人：直近年分の確定申告書、直近年分の所得税青色申告決算書
又は直近年分の収支内訳書

※確定申告書について

「電子申告」の場合は、メール送信票も添付。

「書面申告」の場合は、税務署の受付印があるもの。

(4) 経費の積算根拠が確認できる書類（見積書等の写し）

(5) 下記いずれか、証明できるものの写し

経営革新計画承認書の写し

持続化補助金交付決定通知書の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

給付金の振込先を記入
法人の場合は法人用の口座

5 振込先

金融機関名	嵐山	銀行・信用金庫 組合・農協	支店・支所名	嵐山
	普通・当座	口座番号	0 1 2 3 4 5 6	
名義人	(フリガナ) カ) ランザンカンパニー			
	株式会社 嵐山カンパニー			

6 誓約・同意

チェックを入れる

私は、嵐山町販売促進支援金の申請に際し、以下の全てに誓約及び同意します。(誓約・同意される場合は□にチェックを入れてください。)

- ・嵐山町販売促進支援金の給付対象要件に該当すること。
- ・嵐山町販売促進支援金に複数の申請を行っていないこと。
- ・本支援金の審査に必要な資料の提出を求められた場合には、期日までに速やかに提出し、申請書の記載事項や関係書類の内容確認のために求められた根拠資料を提出しない場合や、記載事項に虚偽があった場合には、速やかに支援金の返還を行うこと。
- ・本支援金の給付後、適切に事業が行われているか町から確認を求められた場合は、協力に応じること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、本件申請や対象事業に関わっている者がいないこと。
また、今後においても関係を持つ意思がないこと。
- ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）その他倒産等に関する法律のいずれかに係る手続きについて申立てを行っていないこと。
- ・本申請に関して、内容を確認するために町が行う住民基本台帳その他の公簿の確認、照会又は外部団体（嵐山町商工会等）への情報共有がされる場合があることに同意すること。
- ・本申請記載の内容、添付書類に虚偽がないこと。

(3)記載例 ②事業計画書(別添第1号)※経営革新計画による申請の場合
別添第1号

事業計画書

経営革新計画に記載したテーマをそのまま記載

経営革新計画のテーマ			
経営革新事業区分 (□にチェックを入れてください)	<input type="checkbox"/> 新商品の開発又は生産 <input type="checkbox"/> 新役務の開発又は提供 <input type="checkbox"/> 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 <input type="checkbox"/> 役務の新たな提供の方式、導入その他の新たな事業活動		
経営革新計画の承認日	令和4年3月5日		
経営革新計画期間	令和4年3月～令和6年4月		
経営革新計画における経営の向上の程度を示す指標	現状 (千円)	計画終了時の目標 (千円)	伸び率 (%)
付加価値額・1人あたりの付加価値額	経営革新計画に記載した数値をそのまま記載。		
経常利益			
承認された計画に基づき当該年度中において実施する事業内容	<p>県知事に承認された経営革新計画に基づき実施する具体的な内容を記載</p>		
事業の予定期間	令和4年9月1日～令和4年11月30日		
事業の成果目標	<p>今回の事業における目標値を記載する</p>		

(4)③経費内訳書(別添第2号)

別添第2号

経費内訳書

(単位：円)(税込金額)

	積算内訳	事業費	給付対象経費
①機械装置等費			円
②広報費	チラシ 10,000 枚 配布費用 ①東松山市 20,000@5 円 ②滑川町 3,000@5 円 ③小川町 3,000@5 円	16,000 円 100,000 円 16,000 円 16,000 円	148,000 円
③展示会等出店費	オンライン展示会出店費	100,000 円	100,000 円
④その他			
給付対象経費合計 (①+②+③+④)		248,000 円	
支援金申請額※1		100,000 円	

※1 申請額が上限金額を超える場合は、上限金額を申請。


上限金額に満たない場合は、1,000 円未満を切り捨てた金額を記入。

(5)④経費の積算根拠が確認できる書類(見積書等の写し)

- ・見積書
- ・カタログ
- ・金額等が明確な資料 など

(6)⑤経営革新計画承認書の写し
・サンプル

様式第4号



川比振第 号

様

経営革新計画承認書

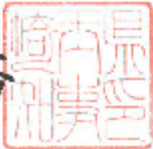
令和 年 月 日付けをもって申請のあった経営革新計画
については、中小企業等経営強化法第14条第1項の
規定に基づき承認します。

1 経営革新計画テーマ名

2 経営革新計画の期間

年月 ~ 年月

令和 年 月 日

埼玉県知事 大野元裕 

持続化補助金交付決定通知書の写し

・サンプル

(様式第2)

発番 号
年 月 日

殿

※共同申請の場合は違ふ。

全国商工会連合会
会長 印

小規模事業者持続化補助金交付決定通知書

独立行政法人中小企業基盤整備機構による中小企業生産性革命推進事業の一環として実施されている小規模事業者持続化補助金について、小規模事業者持続化補助金<一般型>交付規程第6条第1項の規定により、20●年 月 日付けで申請のありました小規模事業者持続化補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので、同規程第9条第3項の規定により通知します。

【交付決定日： 20●年 月 日（第●回受付締切分）】

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、20●年 月 日付けで申請のあった、小規模事業者持続化補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。

2. 補助対象経費および補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金によるものとする。

		（申請者名）<共同事業者1>	
補助対象経費	補助対象経費	金	円
うち一般型	うち一般型	金	円
うち事業再開枠	うち事業再開枠	金	円
補助金の額	補助金の額	金	円
うち一般型	うち一般型	金	円
うち事業再開枠	うち事業再開枠	金	円

3. 補助金の額の確定は次によるものとする。

<内訳> ※共同申請

（申請者名）<共同

事業者1>

補助対象経費

うち一般型

うち事業再開枠

補助金の額

うち一般型

うち事業再開枠

補助金の確定額は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、**「交付すべき補助金の額」が確定したときに認められた補助対象経費の額の2/3（2/3の補助率に加え、事業再開枠が認められた場合には、定額を加えた額）または配分された上記2. 記載の「補助金の額」（補助事業の内容が変更された場合に「補助金の額」の変更にかかる通知を受けたときは、変更にかかる通知を受けた額。以下同じ。）のいずれか低い額とする。**

ただし、補助上限額引き上げの適用を予定している補助事業者において、「交付すべき補助金の額」の確定時に、補助上限額引き上げの適用要件を満たしていないと判断される場合には、上記2. 記載の「補助金の額」に関わらず、補助上限額引き上げの適用なく補助金の額が確定される。

4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律および同法施行令、独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める小規模事業者持続的発展支援事業費補助金（小規模事業者持続化補助金事業）交付要綱、および小規模事業者持続化補助金<一般型>交付規程（以下「交付規程」という。）で定めるところに従わなければならない。

5. 補助金に係る消費税および地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。

(8)(個人の場合)

⑧2022年分の確定申告書の写し

⑨(青色申告の場合)2022年分の所得税青色申告書決算書
(白色申告の場合)2022年分の収支内訳書

(2022年分の確定申告書の写し)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA0125

住所 (〒) 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

収入金額等
所得金額
所得から差し引かれる金額

税
金
の
計
算
の
他
の
事
項

令和元正を以て控除
復興特別所得税の記入をおこなう

※第一表の提出のみで可

(2022年分の所得税青色申告書決算書)

(2022年分の収支内訳書)

事業所所在地が嵐山町であることを確認

令和〇〇年分所得 令和〇〇年分所得 (FA0303)

事業所所在地が嵐山町であることを確認

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和〇〇年分 (FA0208)

◎申告書の事業所所在地が未記入の場合でも、嵐山町で事業を行っていることが確認できれば申請可能です。

◎e-Tax による電子申告を行っている場合(参考例)

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。
 なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

届出先	●●税務署	
利用者識別番号	1234567891234567	
氏名又は名称	持統化 太郎	
受付番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
受付日時	20XX/XX/XX XX:XX:XX	
年分	令和 ●年分	
種目	所得税及び復興特別税	
所得金額	XXXXXXXX円	
第3期分の税額	納める税金	XXXXXXXX円
	還付される税金	XXXXXXXX円
「所得金額」欄について		

申告した証明ができるもの(メール送信票など)を添付

メモ